



山形県公報

令和5年9月12日(火)
第437号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……939
- 地域登録検査機関の登録……………(農業技術環境課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……940

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定申請……………(県土利用政策課) ……941
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……同

## 告 示

### 山形県告示第641号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和5年9月19日山形市に招集する。

令和5年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第642号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

令和5年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録年月日及び登録番号  
令和5年9月4日  
110
- 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社吉祥ファーム  
代表取締役 佐藤 吉法  
東田川郡庄内町余目新田字西町3番地2
- 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 登録の区分  
品位等検査
- 農産物検査を行う区域  
山形県
- 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

|         |                |            |
|---------|----------------|------------|
| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
| 相 蘇 弘 道 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |

**山形県告示第643号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新庄市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄市大字萩野地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年9月12日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**選挙管理委員会関係**

告 示

**山形県選挙管理委員会告示第42号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,733人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 210,832人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名                | 3分の1の数  | 選挙区名                | 3分の1の数  | 選挙区名    | 3分の1の数  |
|---------------------|---------|---------------------|---------|---------|---------|
| 山 形 市               | 67,870人 | 上 山 市               | 8,319人  | 南 陽 市   | 8,465人  |
| 米 沢 市               | 21,809人 | 村 山 市               | 6,414人  | 東 村 山 郡 | 6,959人  |
| 鶴 岡 市               | 34,220人 | 長 井 市・<br>西 置 賜 郡   | 14,608人 | 最 上 郡   | 10,190人 |
| 酒田市・飽海郡             | 31,794人 | 天 童 市               | 16,971人 | 東 置 賜 郡 | 10,212人 |
| 新 庄 市               | 9,419人  | 東 根 市               | 13,230人 | 東 田 川 郡 | 7,662人  |
| 寒 河 江 市・<br>西 村 山 郡 | 21,417人 | 尾 花 沢 市・<br>北 村 山 郡 | 5,997人  |         |         |

**公 告**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、事業者から次のとおり土地権利等の取得についての裁定の申請があった。

なお、関係書類は、県土整備部県土利用政策課において令和5年11月12日まで縦覧に供する。

令和5年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

| 所 在      | 地 番  | 地 目 |     |
|----------|------|-----|-----|
|          |      | 公 簿 | 現 況 |
| 酒田市赤剥字前山 | 4番11 | 山林  | 山林  |
| 酒田市赤剥字前山 | 4番12 | 山林  | 山林  |
| 酒田市赤剥字前山 | 4番13 | 山林  | 山林  |
| 酒田市赤剥字前山 | 5番3  | 山林  | 山林  |
| 酒田市赤剥字前山 | 5番17 | 山林  | 山林  |
| 酒田市赤剥字前山 | 5番18 | 山林  | 山林  |
| 酒田市赤剥字前山 | 5番19 | 山林  | 山林  |

2 その他

(1) 1に掲げる特定所有者不明土地について、法第11条第4項第3号イ又はロに該当する者は、令和5年11月12日までに、知事に申し出ること。なお、同日までに申出がないときは、知事が法第13条第1項の裁定をすることがある。

(2) (1)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて知事に提出することにより行うこと。

イ 申出者の氏名又は名称及び住所

ロ 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番

ハ 法第11条第4項第3号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由

ニ 法第11条第4項第3号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和5年7月14日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和5年8月17日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年9月12日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
 山形県監査委員 高 橋 啓 介  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 所 管 課<br>(関係課)          | 監 査 結 果                                                                                                                                 | 措 置 の 内 容                                                                    |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 最上総合支庁<br>地域健康福祉課       | <p>【山形県障がい者自立支援給付費負担金実績報告書の提出期限等について】</p> <p>一部の市町村において実績報告書の提出が交付要綱に定める期限を超えており、また、その場合に必要な事前の承認も受けていない。</p>                           | <p>令和4年度分の実績報告の提出にあたっては、期限厳守を徹底し、管内全ての市町村から期限内に実績報告書が提出された。今後も期限厳守を徹底する。</p> |
| 障がい福祉課<br>(こども医療療育センター) | <p>【管理運営会議の議事録について】</p> <p>山形県立こども医療療育センター運営規程に定める管理運営会議に関し、同規程で作成することとなっている議事録を作成していない。</p>                                            | <p>議事録については、令和4年11月会議分より作成し対応した。また、議事録を事務室に保管し、関係する職員間で情報共有を図ることとした。</p>     |
| 障がい福祉課                  | <p>【指定管理者から県への書類提出漏れについて】</p> <p>指定管理者制度導入施設（身体障がい者保養所東紅苑・点字図書館・障がい者福祉ホームふれあいの家）について、指定管理者（山形県身体障害者福祉協会）から包括協定書に定められた財務諸表が提出されていない。</p> | <p>書類提出漏れを防ぐため、令和5年3月に提出書類チェックシートを作成した。今後、提出書類チェックシートを基に提出の確認を行う。</p>        |